

令和 4 年度

第 1 2 回 第一農地部会定例会議事録

令和 5 年 3 月 3 0 日 (木)

上越文化会館 4 階 大会議室

令和4年度第12回第一農地部会定例会議事録

日時 令和5年3月30日(木) 午後2時

場所 上越文化会館 4階 大会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	6番 古川 政繁
7番 篠宮 英樹	8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮
12番 上原 孝	13番 五十嵐 彰	14番 清水 強
15番 牧繪 雄一郎	23番 久保埜 徳雄	

(2) 農地利用最適化推進委員

加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一	藤井 敏行
笠原 行夫	中嶋 栄司	平野 宏一	齊藤 啓治
小林 政秋	白滝 光彦	清水 増彦	小林 正義
綿貫 一成	高宮 文男	松本 香	

2 欠席委員

(1) 農業委員

なし

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一 高島 真一

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長	池田 忠之
次長	松縄 浩一
係長	橋立 理
中郷区駐在室 副主任	加藤 岸子
板倉区駐在室 副主任	上原 敏明
清里区駐在室 副主任	近藤 宏一
名立区駐在室 班長	武内 朋廣

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

7番 篠宮 英樹 15番 牧繪 雄一郎

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第3号 公売（期間入札）による農地法第3条許可書の交付について
- 報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

## 5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><b>&lt;資格審査&gt;</b></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 11 人中、欠席委員がないので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 15 人、欠席推進委員数 2 人です。</p>
議長	<p><b>&lt;議事録署名委員の指名&gt;</b></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。</p> <p>議席番号 7 番 篠宮英樹委員、議席番号 15 番 牧繪雄一郎委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><b>&lt;上越市農業委員会憲章の唱和&gt;</b></p> <p>次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、今回も引き続き、議事録署名委員が憲章を読み上げますので、他の皆さんは黙読をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p> <p>合併前上越市からです。</p>
議長	<p><b>&lt;報告第 1 号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」&gt;</b></p> <p>報告第 1 号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号 4 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>1 頁、報告第 1 号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号 4 番の 1 件を受理したので報告します。</p> <p>黒井地内で「宅地造成」を目的とした転用届出について届出者から、3 筆の内 1 筆を別の者に所有権移転することにしたため、当該転用の取り止めの届出があったものです。</p> <p>今後、新たな取得予定者から転用届出が提出される予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>

	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第1号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号4番の1件を承認します。
議長	<p>&lt;報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt;</p> <p>報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号19番から45番までの27件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>2頁、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号19番から45番までの27件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した27件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付予定」12件、「他者へ貸付」11件、「休耕」2件、「他者へ売却予定」2件です。</p> <p>休耕となる2件については、地区担当の森橋委員に報告し、担い手を探していただいているところです。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見や質問があればお願いします。
高島委員	法人が解散する場合、周辺農地への影響が大きいことから、解散する際に規制はないのでしょうか。
(事務局) 橋立	ありません。また、当該法人が耕作していた農地については他者への貸付が予定されていることから、影響はほぼないものと考えています。
藤井委員	法人の解散については、何年も前から集落内で協議を重ねており、今後の耕作については問題ありません。
議長	他に質問等がないので、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、27件を承認します。
議長	<p>&lt;報告第3号「公売（期間入札）による農地法第3条許可書の交付について」&gt;</p> <p>報告第3号「公売（期間入札）による農地法第3条許可書の交付について」、番号1番の1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。</p>

(事務局) 橋立	7 頁、報告第 3 号「公売（期間入札）による農地法第 3 条許可書の交付について」、番号 1 番の 1 件を報告します。
	この案件は昨年 10 月の第 7 回第一農地部会定例会で、公売の入札参加資格者として、申請者に「買受適格証明書」が交付された案件です。
	令和 5 年 1 月 24 日に開札が行われ、2 月 21 日に落札者である申請者から第 3 条許可申請書が提出されました。
	内容を確認した結果、10 月の議決の際と同様の内容だったため、事務局長専決処分により、2 月 22 日付けで許可書を交付したものです。
	以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見や質問があればお願いします。
金子委員	対価額より入札額が低額だった場合、入札はどうなるのでしょうか。
(事務局) 橋立	入札は不調に終わり、対価額を下げても再入札になると思います。
議長	他に質問等がないので、報告第 3 号「公売（期間入札）による農地法第 3 条許可書の交付について」、1 件を承認します。
	<b>&lt;報告第 4 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」&gt;</b>
議長	報告第 4 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 2 番と 3 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	8 頁、報告第 4 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 2 番と 3 番の 2 件の届出書を受理したので報告します。
	転用目的は、「駐車場」1 件、「資材置場」1 件です。
	以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	（「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、報告第 4 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」、2 件を承認します。

	<p>&lt;報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」&gt;</p>
議長	<p>報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号15番から番号26番までの12件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>9頁、報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号15番から番号26番までの12件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」10件、「モデルハウス」1件、「宿舎」1件です。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、12件を承認します。</p>
議長	<p>&lt;議案第1号「農地法第3条許可申請について」&gt;</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号10番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>12頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号10番の1件を説明します。</p> <p>番号10番は、譲渡人が市外に居住していること、また、息子が死亡したことで管理が困難となった申請農地を譲受人に売却するものです。</p> <p>別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>

	(「異議なし」の声あり)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>&lt;議案第2号「農地法第4条第1項許可申請について」&gt;</p> <p>議案第2号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号4番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>13頁、議案第2号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号4番の1件です。</p> <p>番号4番は、今池地内の農地を取得し、「カーポート」を建設するものです。14頁に位置図、15頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、現在、申請農地の北側に妻と子供と3人で居住しており、住宅1階の車庫に軽自動車1台、除雪機、耕運機を格納し、屋外に普通自動車2台を駐車しているため、降雪機の駐車スペースの確保に苦慮していることから、自己所有の申請農地にカーポートを建設し、駐車スペースを確保するものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、転用目的がカーポート建築で、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。</p> <p>工期は、令和5年4月1日から令和5年5月31日までです。</p> <p>土地利用計画は、カーポート1棟で、残地部分は来客用の駐車スペースとして利用し、冬期間は当該スペースの堆雪場です。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件であり、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見や質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「農地法第4条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>



議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>&lt;議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 10 件、貸借権設定 73 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転 10 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>16 頁から 18 頁まで、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 10 件を説明します。</p> <p>16 頁 234 番と 235 番は、耕作の利便性の向上のため、それぞれの農地を交換するものです。</p> <p>17 頁 243 番は、法人が経営規模を拡大するため、構成員である譲受人が農地を取得するものです。</p> <p>また、取得する農地については、所属している法人に貸し付ける案件が関連する議案として、28 頁 244 番に提案されています。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
白滝委員	<p>個人が取得する場合と法人が取得する場合、税法上の違いはあるのでしょうか。</p>
(事務局) 橋立	<p>それぞれどのような確定申告をするかは分かりませんが、基本的には変わりません。</p>
議長	<p>続いて、貸借権設定 73 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>19 頁から 33 頁まで、貸借権設定 73 件です。</p> <p>新規案件や特別な案件のみ説明します。</p> <p>19 頁 193 番は、これまでの耕作者にとって耕作不便な農地について、契約満了を機会に隣接地で耕作している耕作者に貸借権を設定するものです。</p> <p>また、契約期間満了を機会に農協を間に挟んだ円滑化事業による契約から相對契約に変更するものとして、19 頁 194 番、20 頁 195 番と 197 番、21 頁 201 番から 203 番、22 頁 205 番と 206 番、23 頁 212 番、24 頁 215 番が提案されています。</p>

	<p>法人の解散に伴う新たな契約は、24 頁 218 番、31 頁 258 番から 260 番まで、32 頁 261 番です。</p> <p>28 頁 244 番は、所属する法人に取得した農地を貸し付けるものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見や質問があればお願いします。</p>
高島委員	<p>25 頁、224 番ですが 10 年間の契約で割高な契約だと思いますが、何か事情があるのでしょうか。</p>
(事務局) 橋立	<p>契約金額は当事者同士で合意するものなので高いか安いかの判断は事務局ではできません。</p>
笠原委員	<p>おそらく、譲渡人は譲受人である法人の構成員だと思います。構成員に支払われる作業賃料も含めて支払っているだと思います。</p>
議長	<p>他に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p>(中郷区駐在室分の議案)</p> <p>&lt;報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」&gt;</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7103 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 7103 番の 1 件の届出書を受理したので報告します。</p>

	<p>受理した1件は、合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ売却予定」です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見や質問があればお願いします。</p>
金子委員	<p>地主は県外の方で、売却希望とありますが売却先は決まっているのでしょうか。</p>
(中郷区) 加藤	<p>県外の方ですが元々中郷区に住まわれていた方で、すでに売却先も決まっています。</p>
議長	<p>他に質問等がないので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」1件を承認します。</p>
議長	<p>&lt;議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」&gt;</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7101番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>2頁、議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7101番の1件です。</p> <p>番号7101番は、中郷区松崎地内の農地を取得し「一般個人住宅」を建築するものです。3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、現在、申請地の隣接地の自宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったことから、父親が所有する農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当し、転用可能であります。</p> <p>工期は、許可日から令和5年9月30日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅1棟で、所要面積は517.43㎡、建築面積135.39㎡で建ぺい率は26.16%です。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請は不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見や質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>特に質問等がないようですので、議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
	<p>&lt;議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p>
議長	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定12件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>5頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定12件について、新規案件や特別な案件のみ説明します。</p> <p>6頁7140番は、譲受人が育苗用地として使用したいとの要望により新たに貸付けるものです。</p> <p>7頁7144番は、期間満了に伴い、これまでの耕作者の労力不足により、新たな耕作者に貸し付けるものです。</p> <p>7145番、7146番は、高齢により将来を見据えて2年間の再設定をするものです。</p> <p>7147番は、地主耕作だった農地について、労力不足により新たな耕作者が耕作するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p><b>(板倉区駐在室分の議案)</b></p> <p>&lt;報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」&gt;</p>
議長	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7515 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7515 番の 1 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 1 件は、合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付予定」です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、1 件を承認します。</p>
議長	<p>&lt;議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 1 件、貸借権設定 60 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号 7537 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>2 頁の所有権移転、番号 7537 番の 1 件について説明します。</p> <p>7537 番は、これまで自作していた農地を、高齢化により、近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ、売却することになったものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>続いて、貸借権設定、番号 7538 番から 7597 番の 60 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>3 頁から 15 頁の貸借権設定、番号 7538 番から 7597 番の 60 件について、新規案件や特別な案件のみ説明します。</p> <p>7 頁番号 7558 番から 7560 番の 3 件は、同一の農地を、これまでは J A を介しての転貸でしたが、終期を迎えるに当り、相対での貸借に変更するものです。</p> <p>他の 57 件はいずれも再設定です。</p> <p>なお、8 頁番号 7564 番から 15 頁 7597 番の小作料が 10a 当たり 16,000 円と 13,000 円の違いがあるのは、法人の構成員と構成員以外とで、3,000 円の差をつけているとのことです。</p> <p>いずれも、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見や質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p><b>(清里区駐在室分の議案)</b></p> <p>&lt;報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」&gt;</p>
議長  (清里区)	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8103 番から 8117 番の 14 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>

近藤	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8103 番から 8117 番の 14 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した案件は、労力不足による合意解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付予定」1 件、「他者へ貸付」12 件、「地主耕作」1 件ですが、北野生産組合の解約案件については、規模を縮小することに伴い、耕作に手間がかかる場所については解約するとのことです。関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>なお、番号 8106 番が欠番となっていますが、使用貸借の解約であるため、議案には掲載されない案件であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、14 件を承認します。</p>
議長	<p>&lt;議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定 52 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>4 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」8109 番から 8160 番の利用権設定 52 件のうち新規案件や特別な案件について説明します。</p> <p>4 頁 8109 番と 8110 番、5 頁 8115 番から 7 頁 8124 番は先ほどの合意解約の関連案件です。</p> <p>4 頁 8111 番は、耕作ができなくなったため、近隣の耕作者と契約するものです。</p> <p>5 頁 8114 番は、体力を考えてとりあえず 2 年間の再設定としたものです。</p> <p>10 頁 8138 番の期間が 9 年の案件は、他の契約の終了年月と合わせるものです。</p> <p>これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見や質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p>

	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
	<p>(名立区駐在室分の議案)</p> <p>&lt;報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」&gt;</p>
(名立区) 武内	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9501 番から 9503 番までの 3 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> <p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9501 番から 9503 番までの 3 件の届出書を受理しましたので、報告します。</p> <p>受理した 3 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「休耕」1 件、「他者へ貸付予定」1 件、「他者へ貸付」1 件です。「休耕」に関しては、届出者に保全管理の徹底を指示しています。なお、関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見や質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、3 件を承認します。</p>
議長	<p>&lt;議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 15 件を上程します。</p> <p>貸借権設定、番号 9535 番から 9549 番までの 15 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(名立区)	



武内	<p>2 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、新規案件や特別な案件のみ説明します。</p> <p>3 頁番号 9542 番、4 頁 9543 番、9545 番から 9546 番まで、5 頁 9548 番と 9549 番の 6 件は、地主耕作だった農地について、労力不足を理由に新たな耕作者が耕作するものです。</p> <p>番号 9547 番は先ほどの合意解約の関連案件です。</p> <p>なお、4 頁番号 9546 番は耕作してもらっただけでありがたいと理由から賃料が 0 円の使用貸借権を設定するものです。</p> <p>その他の 9 件の案件については、期間満了に伴う再設定案件であり、条件等に変更はありません。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>以上で、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p>&lt;その他&gt;</p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p> <p>事務局からはないので、閉会の挨拶を職務代理が行います。</p>
上原代理	<p>(閉会挨拶)</p>
議長	<p>本日の農地部会を終了します。</p>

	引き続き、地区会議を開催しますので、地区会議代表者の所に集まってください。
--	---------------------------------------